



# フェローシップ・ニュース No.99



## アパリ20周年記念フォーラム シンポジウム 2019/11/2 (土) 「薬物事犯者の再犯防止における課題と展望」パート2

シンポジスト：生駒貴弘、山本大、古藤吾郎、横川江美子、近藤恒夫 コーディネーター：高橋洋平  
(前号の続きになります)

特定非営利活動法人  
アジア太平洋地域  
アディクション研究所

発行日  
2020年3月1日

高橋：まずは再犯防止という観点ですが、神戸の保護観察所所長の生駒さんがいらっしゃいますので保護観察の制度を確認してみたいと思うのですが、資料に薬物再乱用防止プログラムとあるのですが、これは刑の一部執行猶予になった方だけが対象なのでしょうか？



生駒：これは刑の一部執行猶予になった方と、全部執行猶予になった方で保護観察が付いた方。あと6か月以上の仮釈放期間のある人、3つあります。一部執行猶予の方ですと仮釈放される方が多いんです。70%以上ぐらいは一部執行猶予の方は仮釈放も貰って出てきている。

APARIとは、アジア太平洋地域アディクション研究所 (Asia-Pacific Addiction Research Institute) の略称です。

全国のDARCやMAC等の社会復帰施設、福祉・教育・医療・司法機関と連携しながら、依存症から回復しようとする方々を支援しているシンクタンクです。

高橋：対象者がこういう薬物のための専門的なプログラムを受けることになると思うのですが、これは保護観察が開始して、コアプログラムを受けてですね、その後ステップアッププログラムを受けて、それで終了ということなのですが、例えば刑の一部の執行猶予であれば2年から3年の執行猶予期間で保護観察付の方が多いと思うのですが、その間ずっとこのプログラムを受けなければいけないということになるのでしょうか？

生駒：通常今は2年間という期間が多いんですけども、それとプラス仮釈放の期間を合わせてということになっています。それが一番長い方であるんですけども、その経過の中でこの人はもう大丈夫ではないかという判断をすれば、保護観察は続くんですけどもプログラムは終了、というケースもあります。特に地域の医療、ダルクやNAとかそういうところに結びついている人は保護観察はフェードアウトして、そちらにお任せして観察所のプログラムはフェードアウトしてもいいかなという判断で終了させているケースは結構あります。

### 目次：

高橋：これは山本さんにお聞きしたいのですが、例えばダルクに入寮されている方でこの保護観察を受けている方はいると思うのですが、ダルクのプログラムをやっている限り保護観察所のプログラムに行かなくてもいい、そういったことってあるのでしょうか？

山本：以前そういうのはありました。うちの施設でもスマーブはプログラムとして入っているので、保護観察でスマーブ、またダルクでスマーブやって両方同じことをやる必要性はないだろうということで、ダルクでそれをやっているんだらば保護観察所のプログラムは免除していきましようということがあったんですけども、なぜかここ2年くらいですかね、保護観察所のコアプログラムとステップアッププログラムの方に参加してくださいということは今、私の管轄の保護観察所の方ではそういうことになっています。

高橋：生駒さんにお聞きしますが、薬物検査は保護観察所で受けることになっているのでしょうか？

生駒：薬物検査については保護観察所でやるのが基本なのですが、ダルクや病院で尿を採ってもらい、それを東京の薬物検査会社に委託して検査してもらい、結果を1週間後ぐらいに観察所に送ってもらうということを、5年くらい前から始めています。結果が届くまでに時間差があるので、この委託検査だけで直接逮捕されることがないようになっています。

シンポジウム「薬物事犯者の再犯防止における課題と展望」パート2	1
支援につなげる覚せい剤事件の弁護士(10)・・・高橋洋平	5
藤岡ダルク 入寮者からのメッセージ・・・ヨシカズ	6
スリランカ政府視察団アパリで研修！・・・志立玲子	7
司法サポートのご案内 家族教室スケジュール	8



コーディネーター  
高橋洋平

高橋：薬物再乱用防止プログラムですね、こちらを受けるとのことなのですが、今近藤さんの話（NO,98、5頁）で刑務所出てきてもうすぐ仕事じゃないよという話もされてる中で、保護観察所でもプログラムをされている。そうすると、保護観察所での就労に関する扱いはどうなっているか、具体的には「働きなさい」ということはあまり言わなくなっているのでしょうか？

生駒：一般的に仕事をしてくださいということはかなり基本なんですけれども、ただやっぱり依存症の人の場合はリハビリ、回復そちらを優先してもらった方がいいということで観察所の方も、仕事よりもダルクで頑張りなさいよということをしてすごく言っているんです。仮釈放で帰ってきて仕事が決まっているのにやっぱり仕事をしたいと。仕事をしたいほうが自由なんです。お金も稼げて好きなこともできるしやっぱりそこで気が変わっちゃうこともあります。それで仮釈放取消で戻ってくださいということはないんですけれども、あなたにとっては決めてきた方向でやってもらう必要があるんだということと一緒に説得するということが今一般的な感覚になってきていると思います。実は10年前に更生保護法という法律ができて、そこで作っている自立更生促進センターというところが2箇所あります。福島と北九州。ここに3ヶ月間住まなければいけません。遵守事項が付いている。そこを出ると言ったならば取り消しという制度はあるんですね。その時にダルクということも考えられないかということも議論はしたんですけども、その頃のダルクと保護観察所のお付き合いというのは、まだそこまで進んでなかったんだと思っております。でも10年間で相当信頼関係ができてきたということは、今後そういう制度を考えてもいいんじゃないか、そういう土壌というのがだんだんとできてきているのかなというのが個人的な感想です。

高橋：アパリの司法サポートのキャッチフレーズは「逮捕は更生のチャンス」であり、アパリの支援を受けると刑が軽くなるのではないかとということで裁判の情状アピールに力が入る。そうすると、裁判ではダルクに行くと言いながら、その後、やはりというか、はじめからなのか、刑務所に入って気が変わったということで、ダルクには行きませんという方が実際にはかなりいるところではあります。藤岡ダルクでも裁判が終わって、気が変わってダルクに行きませんというような方もいるとは思いますが、ダルクに行くと言っていたにもかかわらず、自分で保護観察所と相談して、帰住先を変更してしまうといったケースはあるのでしょうか？

山本：ありますね。保護観察官と相談して。あと保護司とか。面接してる時に、早く仕事しなさいよって一般的なことを言う方も未だにいますね。それはもう一般的な考え方であって僕達の依存症の支援としては間違いではないんですけども。もちろん転居とか外泊許可とか、そういうことって保護観察官も説明しないといけないんですが、それが裏目に出て本人は、保護司の方がこう言っているからとか、保護観察官がこう言っているからみたいな形で権利を主張してくることはありますね。

高橋：その後ももちろん再発しないで社会の中で生きていければいいと思うのですが、もれなく捕まって私がまた弁護することになるということはあるわけですね。何で帰住先を変えたのかとか聞くとですね、やっぱり僕は仕事ができるんだ、仕事がしたいんだ、お金がないと生きていけないじゃないかという方はやはりいるんですね。お金は大事にしても、刑務所を出ていきなり仕事をしてもうまくいかない、そういう方は刑務所を出ては仕事をして覚醒剤で捕まるということを何回も繰り返している。それでもまだ気づかない。とにかく仕事がしたい、今やらないでいつ仕事やるんだとか言っていて、ではプログラムはどうするのと聞くと、必要かもしれないけどやっぱり仕事をやるかと言っているような状態です。いろんな支援者が関わって努力している中で、近藤さんがよくおっしゃってる間違いに寄り添うと言っていますが、どんなことがあったとしても常に寄り添う、というような姿勢でそれぞれの立場に関わり続けていくのかなと思うのですが、古藤さんにお聞きしたいのは、先ほど話題になりました札幌の女子刑務所の取り組みについて教えていただきたいと思います。

古藤：これまでの話の流れと札幌でのプロジェクトにも関係することなのですが、薬物事犯により刑事司法手続きに乗ることになった人が、使用を繰り返すことがあったり、あるいは使用の有無に関わらず手続き上約束したことを変えることがあるとき、その捉え方の難しさを痛感します。私はソーシャルワーカーなので、その視点で見ますと、個人の責任として向き合うことへの限界を感じ、むしろ個人を追いやる社会構造に根付く課題に、もっと目を向けたいと考えます。

社会構造のなかには、近藤さんがおっしゃっていた教育も含まれますし、さらに刑事司法の組み立てであったり、就労して自立するのが当然という社会的な認識なども含まれます。約束事を変えたりするのは本人に問題がある、とするよりも、そもそもその約束自体が自主的になされたものではなく、そうするように仕向けられているものだったり、個人のニーズに合わないことが押し付けられているのではないかと考えます。これは保健、人権、ジェンダーなどに対する国際的な基準に基づきます。そこでは個人のニーズに即していること、個人が自主的に選択していることが主張されています。例えば、働くかどうかということは、個人ごとに状況もニーズも大きく異なります。依存に関しては、まったく依存していない人も、依存が深い人も、逮捕されたことで一律的に同じ刑事司法システムに乗らなければいけない、という構造があります。刑事司法に乗るにしても、治療的司法のように、取引して治療を選ばざるを得ないように仕向けるのではなく、個人のニーズに応じて、本人が希望する支援を自主的に選択できるようなシステムを構築している地域や国が増えてきています。



総合司会  
森村たまき



神戸保護観察所  
生駒貴弘 所長

そこでは結果的に薬物に関する再犯率が下がるというエビデンスがでています。札幌の女子刑務所（札幌刑務支所）のプロジェクトでは、こうしたソーシャルワーク的な視点を重要視しています。札幌では、刑務支所内にプロジェクト用のユニットが作られ、いくつかのプログラムが実施されます。同時に、帰住先が札幌か東京となる人を対象とすることで、札幌・東京で支援する人が受刑中から本人と支援関係を構築し、出所後の地域での生活において、本人が支援を受けやすくできる環境づくりを目指します。本人が望むものを自主的に選択できるような関わりに、少しでも近づけることができればと考えています。

高橋：それは刑務所の中でのプログラムはもちろんですが、その後、出所した後の生活についても個人のニーズに合わせて提供していく、そういったことのお手伝いをしていくということになるのでしょうか？

生駒：ちょっといいですか？ 今、お話にあった自己決定というところはもちろんそうなんです。さっきお話ししたのは本当に処方薬をととてもたくさん飲んでいて、とても働ける状態じゃないというのに僕はもう仕事して大丈夫だからってみたいですね、皆で話し合っただけでこの方向がいいのではないかと覆される場合があるので、それは自己決定とはいえ、皆で積み上げてきた方向性を頑張って維持していこうよという意味合いが強いのかなという風に思います。

高橋：保護観察所の立場としても本人に無理やり強制するというのではなく、本人の意思決定に寄り添いながら、今後の方向性を決めてもらうということなのではないでしょうか。

古藤：保護観察の現場で直面する難しさを痛感いたします。刑事司法の構造的な課題をさきほどは申し上げましたが、地域保健に十分な支援リソースがないことへの課題意識をより強く抱いています。保護観察など司法的な関わりや拘束に伴う“支援”から少しでも距離をとりたいと思ったとき、地域社会で生きていくには働くしか選択肢がないということでは、あまりに支援環境が脆弱であると感じます。

ちょうど処方薬の話がでましたが、処方薬や市販薬はまさに保健的な関わり的重要性を示すものになると思います。司法の原則的な関わりは、違法な薬物を使用しなくなることに絞られます。具体的には、違法とされている一定の薬物だけを一定の期間、薬物検査も用いて本人が使わなくなるための“支援を受けさせる”（「第五次薬物乱用防止五か年戦略」からの引用）、という強制性が潜む向き合い方です。その一方で、例えば処方薬・市販薬を医療目的外で使用したりすること（これも薬物乱用とみなされます）は違法行為ではありません。違法薬物の使用が止まり、処方薬・市販薬を医療目的を超えて使用することになった場合、司法的な問題は消失しますが、健康上のリスクを伴っている可能性があります。ですので、自分の専門性を反省するばかりなんですけれども、地域の保健や福祉こそが、司法ではなく自分たちの専門性で引き受けるべき分野として、積極的に関わっていくように変化すべきであると確信しています。残念ながら現状は、地域の保健や福祉が取締り側に通報していたりして、反対に司法のほうがいかに通報しないようにできるかとアイデアを駆使していて、それがとても心苦しいです。ですが、少しずつヘルスケア分野も変化してきていることを実感しています。

高橋：保護観察などの取り組みについて、視点を変えて家族の立場から見ると、強制的にでもプログラムをやった方が家族の立場からは安心するんじゃないかなと思ったりしますが、横川さんその辺りはどのようにお考えですか？

横川：そのことに対応するか分かりませんが例えば、家の体験から言うと最初は少年院から始まりました。その後、5回刑務所に入ってるんですね。入ってるんだけどやっぱり止まりませんでした。結局きっかけができてダルクに繋がって初めて薬が止まりました。またその中で自分なりにダルクで生きていくという生き方を見つけて今に続いているわけです。日本にも司法の段階で支援に繋がるようなそういうシステムがあったらどんなに良かったかと、また違う人生があったんじゃないかなというように思います。ですので私のそういう苦しい体験からそういう社会になって欲しいと思っています。先ほど言うのを忘れてましたが、今年の5月の薬家連で薬物基本法が欲しいということ内外に打ち出しました。アルコールは6年前に基本法ができました。ギャンブルは2年前にできました。そしたら残っているのは薬物だろうというのは当然ある流れではないかなと思います。それで私達理事会でも議論しまして今年の薬家連フォーラムのテーマにさせてもらったんです。第5次乱用防止五か年戦略の政府の打ち出している方向が戦略ではなくてもし法律できちんと書かれていたら、もう少し違う強制力になると思います。適切な環境を整備しなければならない。アルコール、ギャンブルの条文を見ますと、国はそのためにこういう風にしなければいけない、地方自治体はこういう風にしなければいけない、国民はこういうふうを考えてこういう風にしなければいけない、というのが法律になってるんですね。これすごいことだと思うんですよ。できたら私たちもそういう法律が欲しいと、二つの依存症と大きく違うところは違法薬物は犯罪であるという点なんです。その扱いをどうすればいいのかどう考えたらいいのかというのは私達家族もよく分かりません。方針を打ち出したんですがそれに対していいねと、これを大きく広げていこうというような声はあまりまだ聞こえていないというのが実情だと思います。



ソーシャルワーカー  
古藤吾郎



薬家連(やっかれん)  
横川江美子 理事長

アルコール基本法については学者の方々がまず立ち上がって市民団体のアスク、それから断酒会ですね、その三者が本当に団結して作られていたという経過を知っています。断酒会というのはピラミッド型の組織で、中央から指令が降りれば全国の断酒会の組織に落ちていくという仕組みになっていますからとてもやりやすい面があったのではないかと思います。薬物の場合ダルクはそういう組織ではありませんね。それぞれがそれぞれの活動をしているわけで、誰かが言ったからそうしようという風にはならない。それも大きな違いではありますが、私達家族としてはこの家族が受けるスティグマを是非なくしてほしいという必死な思いから、やはり法律できちんとやっていただくのが良いのではないかと考えています。それから今年の4月に古藤さんに連れられて家族の有志でオーストラリアにそういう問題を視察に行きました。その中ですごくショックを受けたことは、オーストラリアで40年間薬物政策に携わっている方がおっしゃっていました。日本の薬物の家族は政府の行政の施策の犠牲者であると。刑罰を中心とした厳罰主義ですときたという意味ですが、そういうことを最後に言われて、私はすごくショックを受けました。そういう面もあるのではないかとということで、少しでもそういう法律ができないかと、法律を変えていただけたらと一番思いますが、今の中でできることをとということで、私たちは声を上げざるを得ないという状況です。

高橋：私も家族の支援に関わることがありますが、ご本人も大変なのですが、家族は本人からの跳ね返りを受けるという意味で、本人の2倍くらい辛い思いをしている大変なご家族もいるなあと感じているところです。今日も会場の中にご家族の立場の方もいらっしゃると思いますが、みなさんご自分の過去の苦労を未来の人に経験させないということから薬家連としては意見を統一させてそういった法案成立を目指すということを出してるとということなのですね。今日の近藤さんの話の中にメッセージだけではなくて、そういった公的なインフォメーションを伝えていくという話がありました。薬家連としてはそういった方向の活動をなさっているのかなと感じているところです。近藤さんにお聞きしたいんですが公的なインフォメーションというのはどういう風に具体的にやっていったらいいのかなということでお聞かせいただけますでしょうか？

近藤：私たちはメッセージを伝えるのは当事者に対してメッセージを伝えるということに決まってるじゃないですか。また歯止めになっているのはもう一つ、外部に対して意見を持たないという教育が徹底しているからね。NAの場合はそれで困る。そんなこと言ってたら変わらないよね。オーストラリアは素晴らしい施設で、隣にある日比谷公園みたいなところに5棟くらい建っている。ここいくらか借りてるのって聞いたら30年間30ドルだって。1年間に1ドル。大金持ちの別荘みたいなところ。羨ましかったね。裁判の方ももうちょっと決められた事が守られてないって言う話だけど、では守られてないというよりも守らせるって事でなくて自発的にね。日本の裁判はメニューがなさすぎるじゃないですか。お茶漬けやハンバーグや天ぷら定食から焼肉定食とか色々あって、どれ食べるって言うて俺はハンバーグは嫌だから定食にしたいって言う、そういう裁判ないんだよね。是非そういうユニークな裁判をやってほしいと思うな。

高橋：ここでまとめさせていただきますと、誰かに押し付けられた、あるいは誰かにやらされたというよりも、近藤さんがおっしゃったように自発的にこれやりたいなという風を選択できるものがあると依存症の対策としてはいいのかなと。ただそうはいっても法律がありまして、その法律違反をしたから刑罰が与えられる、刑罰はもちろんやらされるという意味では義務でしかないところであり、ただ、刑罰の部分の中で、例えば、刑の一部執行猶予の場合、施設内処遇に引き続いた社会内処遇がなされるわけで、その社会内処遇においては自分のやりたいオプションも用意しておいて、自分はこれがやりたいんだというものを選んでやってもらうといった施策は現行法の枠内でもできるのではないかと考えました。最後に、本日登壇された方一人ずつにアパリのこれからの10年に向けてアドバイスということでお話しただけだったと思います。

生駒：今日色々なことで意見が割れているところはあると思うのですが、最初に近藤さんの言葉がありましたけど、正解はないんだ。正解はないんだけれどもそれを見つけていくためにみんなでそれぞれが努力していく必要があると思うので、これからはアパリにはいろいろとチャレンジしていただいて、役所もそうですけれども、個人としても関わっていきたくてお思いますので、これからもよろしくお願ひいたします。

山本：これからの10年なんてそんな途方もないこと言うよりも、来年の3月までしっかり運営していくということを考えていく必要があると思うんです。再犯防止とかシステムとかいろいろありますけれども最終的には人だと思っんですよね。その人とどう風に関わっていくかということとそこでその人自身も多分変わっていくんだと思っんです。アパリの支援というのも人なくしてはありえないので、そこが重要になってくるのかと思います。ありがとうございます。



藤岡ダルク 代表  
山本 大



古藤：私も本当に人だと思っています。だからそこには権利があります。どのようなシステムであっても、人の権利をないがしろにするものであってはならないと思います。10年後には日本のジェンダーギャップが50位以内に入っていて、同性婚が認められていて、障害者が地域の医療や福祉から隔離されていることがなくなっていて、外国人の移住労働者たちの権利が保障されていて、そういう社会になれば薬物も司法的な隔離から解放される道筋が見えてくるのではないかと希望を抱けそうです。さまざまなスティグマの解消がネットワークとして取り組むべきところと思っています。今日は本当にどうもありがとうございました。

横川：先日アパリから突然賛助会員になってくださいというお便りが来まして振り込みました。まずは皆さんそれで援助していきましょう。それからスティグマ、最近薬物報道ガイドラインを作った評論家の荻上チキさんが、精神科のガイドラインを作ろうということで、スティグマの定義というのをすごく分かりやすく5つあるとまとめていらっしゃいます。1つはラベリングレッテル張り。2番目はステレオタイプ先入観思い込み。3番目は分離や隔離あるいは区別。4番目は社会的地位が低いと位置付けられること。5番目がそこから生じる差別。5つの現象が同時に起きること。社会的烙印とも呼ばれる。私たちはこういう苦しみにずっとあってきました。こういうことがなくなるようにして行けたらいいなとずっとと思っています。ありがとうございました。

近藤：僕は回復の第一歩は正直さだと思います。だから嘘をつかないで止められないということと言える社会になっていかないと日本は成熟してないと思います。やめられないことをきちり言える社会。できるかね。芸能人なんかみんなもう二度としませんって、あれをやめさせる。あれは嘘をつかせている。あのプレッシャーは大変ですよ。先のことはわからないのに。もう二度としませんという事を言わせる社会、残酷だと思います。



アパリ理事長  
近藤 恒夫

## 支援につなげる覚せい剤事件の弁護術（10）

嘱託研究員・弁護士 高橋 洋平

新型コロナウイルスが流行し、とても不安な毎日を過ごしている方も多いと思いますが、いかがお過ごしでしょうか。

不安になる理由は何よりも不確かな情報に左右されていることではないでしょうか。大切なことは確かな情報は何かということ。そして、確かな情報を得るためにはどのように対応したらよいかということではないでしょうか。

薬物の問題についても同じようなことがいえませんか。依存症という概念がひとり歩きをし、あちこちで好きなことが語られ、何をどのようにしたらよいかわからない、そんな思いに駆られている方も少なくないと思います。

もしご自身が不安な気持ちになっているのであれば、深呼吸をした上で、なぜ不安になるのか、それは確かな情報なのかということ冷静に分析する必要があります。ひとりで考えてみてもよくわからないと頭がグルグルしてきたら、信頼できる支援者にどうしたらよいかを相談してみましょう。きっとよい答えが返ってくるはずですよ。

裁判の判決を目前にして、実刑になるのか執行猶予なのか、夜も寝られずに悩んでいる方もいると思います。あのプログラムをやれば執行猶予になるのではないかと、このプログラムをやれば執行猶予になるのではないかと、あれこれ悩んでいる方もいると思います。どれも一見すると確からしい情報かもしれませんが、冷静によく考えてみると不確かな情報ではないでしょうか。

こんな時こそ、あなたのことを本当に大切に思っている支援者にどのように対応したらよいかを相談してみてください。あなたのことを大切に思っている支援者はあなたの人生の財産です。間違ってもあなたの財産が土足で踏まれて、荒らされるような選択だけは避けてください。たとえその選択が一見すると魅力的に見えたとしてもその選択があなたの人生を幸せにするとは思えません。

新型コロナウイルスの問題は、我々に対し、未知のウィルスに対してどのような姿勢で臨んでいくかということが試されているように感じます。目先の結果に振り回されずに大切な物（財産）をいかに守っていくのか、そんなことがまさに問われているように感じます。

薬物の問題についても今後どのような姿勢で臨んでいくか。家族や友人だけでなく、たまには支援者のことも思い出してみてください！

明石書店より  
発売！！  
全国の書店やAmazon  
等でお買い求めください！

**ダルク**  
回復する依存者たち  
**DARC**  
Drug Addiction Rehabilitation Center  
その実践と多様な回復支援 ダルク編  
（わたしたち）を束縛する理念があれば、（わたしたち）は自由でいられる  
自助グループについての  
当事者研究の金字塔  
藤谷 晋一郎  
（国立 東京大学大学院理学系研究科心理学専攻）

価格：2,160円  
(税込み)

## 藤岡ダルク 入寮者からのメッセージ

## 「絶望から希望へ」

ヨシカズ

NPO法人アパリは、群馬県藤岡市にある藤岡ダルクを運営しています。同施設の入寮者からのメッセージをお届けします！



3年前の4月、僕は藤岡ダルクに来ました。事前にインターネットで検索して調べた通り、周囲には何も無い自然に囲まれた所でした。わかってはいましたが、当時の僕は「とうとう行き着くところまで来た」という絶望感と、ここでダメだったらもう僕の人生は終わりだな、という切羽詰まった気持ちでした。午後10時頃に着いたのですが僕の分の夕食が用意されていたのが印象的でした。僕がダルクに初めて繋がったのは20年前になります。長崎の精神病院に入院しているときに当時の主治医の方に「君と同じ病気を持つ人達がいる場所だよ」と紹介されて行ったのがダルクとの出会いです。当時の長崎ダルクはマンションの2階の小さな部屋でした。2~3人の仲間がいました。みんな無愛想で、無口で具合が悪そうに見えました。その中で代表の方の笑顔が対照的で少しホッとしたのを覚えています。そのうちにミーティングが始まりました。ショックでした。さっきまで何も話さなかった仲間達が次々に話し出しましたが、その内容が僕の人生とどこか似ていました。恥ずかしくて、怒っていて寂しくて、悲しんでいました。その仲間達に親近感を感じましたが、僕の中の何かはその感情にストップをかけました。急にイライラしてきて、その場から立ち去りたい気持ちになりました。その通りにしました。それから約17年の間、僕は迷走しました。退院と同時にダルクとは一切縁を切り、自分のやりたいようにやってきました。ほんの少くクリーンが続いた時もありましたが、決まってスリップしました。3年前、当時同棲していたパートナーと一緒に死のうという所まで行き着いたのですが、できませんでした。その何回目かの底付きのおかげで今僕は藤岡ダルクにいらることができています。

飛行機と高速バスを乗り継いで着いたのは昭和の遺物的な4階建てのビルでした。施設内には自動販売機やエレベーターまであり、今まで僕が経験したダルクとは全然違っていました。戸惑っている僕に仲間の一人が「お腹減っているでしょう、食事用意してありますよ」といって食堂に案内してくれました。その時のメニューは思い出せませんが、僕は食欲がなくて食べられませんでした。その後沢山の仲間に挨拶してもらったのですが、疲れていてすぐに用意してもらっていた布団に倒れ込みました。

次の日になって初めて、仲間の数の多さにビックリしました。全員の名前を覚えるのは結構時間がかかりましたが、皆の名前を覚えて分刻みの施設でのプログラムになんとか慣れ出した頃、僕の病気が出始めました。最初は嫌な事は全くやらないというものでした。その内の一つがエイサーです。毎日昼食の後外の広場で全員参加で行われるのですが、その練習のハードさに見ているだけで「これは無理だな」と思いました。50歳という歳を持ち出すか、持病の喘息を理由にしてなんとかエイサーを免除してもらおうと考えてはいたのですが、言えず仕舞いでした。とてもそんなことが言えそうな雰囲気ではなかったのです。昼の練習だけでなく、毎晩NAから帰って来てからも深夜12時まで練習している仲間もいました。そんな中、僕にエイサーの音響係をやってくれないかという依頼があり、断る理由もなかったので引き受けました。施設での練習や施設見学の時のエイサー演舞しか知らなかった僕は、外部の公演を体験して少々エイサーに対する考え方が変わりました。徐々に練習するようになり、今では仲間たちの後押しで、こんな僕でも演舞者として公演に出演させて頂いています。

実は、藤岡に来る前に長崎の福祉の方との話し合いで、藤岡に居るのは1年間だけで、1年経ったら長崎に戻るようになっていました。僕は「1年我慢すれば帰れる」という期限付きのプログラムのつもりでいたのです。だからなんとかやってこれたという部分もあったのです。しかし、1年間近になってもスタッフの方からは何の話もなく、1年のバースデイの後も長崎からも連絡はありませんでした。何かの力？が働き僕はその後も藤岡ダルクでプログラムを続けることになりました。がっかりしました。

## 「真冬のタンポポ」

■発行：双葉社

価格：1,400円（税別）



清原和博、ASKA、清水良太郎...  
第1章「芸能人と覚せい剤」を追加収録  
「何度つまずいてもいい。  
人生に失敗なんかないんだ」  
ダルク代表が伝える「自分の痛み」に寄り添うことの大切さ

ロンフェラー  
「拘留所の  
タンポポ」  
改訂版

※全国の書店またはAmazon等でお買い求めください。

※FAXでの注文も承ります。

FAX：03-5312-7588

ご注文の際には、住所、氏名、電話番号を記入し、日本ダルク事務局まで。

エイサー番長をやらせてもらっていたのですが、公演では病的な妄想が入り仲間や周りの方たちに迷惑をかけてしまいました。エイサーどころではありません。スタッフ研修に入って間もない頃でしたが、そちらも全くやる気になれませんでした。毎日長崎に帰る事ばかり考えていました。帰りたい理由は、同棲していたパートナーとまた一緒に暮らしたい、というものでした。せめてそのパートナーはどこで何をしているのかを知りたかったのです。僕は密かにお金を貯め出しました。施設を脱走するつもりでした。

しかし、ここ藤岡ダルクは簡単に脱走できる所ではありません。しかも、思っていたほどお金も貯まりません。スタッフの方の提案ですべての役割とスタッフ研修を外されて、「なんにもせずゆっくりする」プログラムに切り替わりました。初めて経験するシラフの底付きでした。一日中1階のロビーの椅子に座って仲間たちをにらみ付けていました。別に仲間が気に入らなかつた訳ではありませんでしたが、独りで何もせずボーッと座っている自分が情けなくて、バツが悪くて、そうするしかありませんでした。仲間は黙ってプログラムに取り組んでいました。その時の僕は何を言われても無反応な感じで、又ケガラでした。

今になって思うのですが、仲間の態度というか、配慮がその当時の僕にはちょうど良かったのだと思います。そうやって始まった藤岡での2年目ですが、1年半を過ぎる頃にはいつもの感じに戻っていました。仲間の新車に車をぶつけて大破させてしまったり、数人の仲間とぶつかり、ケンカになったりと色々与えて頂いた2年目でした。以前はスリップしていただろうなという場面は数知れずですが、藤岡の仲間と場所のおかげでクリーンは続いています。ダルクとNAに繋がって大分時間は経つのですが初めて経験する事が多く、時間が経つのが異常に早く感じられます。音楽プログラムでは毎年NAコンベンションなどのイベントで演奏する機会があり、目標を持ってバンド活動ができています。おかげで、将来の自分のビジョンも明確になりました。今になって思うのですが僕が本当に欲しかったモノは、あれほど毛嫌いしていたダルクとNAにありました。人の情けやおもいやり、努力する事の美しさ、みんなでやり遂げる達成感などです。これからも増えていくとおもいます。僕は今、心から何かに感謝する事ができるようになりました。今まで出会ってきた人達、とりわけ僕を藤岡ダルクに繋げてくれた二人の仲間と藤岡ダルクの施設長です。そして、毎月手紙をくれる両親、家族に。ヨシカズは生きています。元気です。沢山の仲間ができました。未来に希望が持っています。すべての出来事が必然だと思えます。僕はここに来て良かった。20年前よりも幸せです。ありがとう。

諸般の都合により、関係各所への発送を一旦中止させていただきます。  
アパリ会員と受刑中の方のみにお送りしています。  
ウェブページをご参照ください。  
<https://apari.or.jp/news/>

**弁護士の方向け！**  
「アパリ(薬物事犯者支援団体)と考える薬物弁護研究会」

第3回テーマ「刑の一部執行猶予について— 保護観察の問題点」  
2020年4月13日(月)19時～21時  
NP0法人アパリ 1階  
参加費無料

薬物弁護の経験のある方、又はこれからされる方たちと共に被告人の更生支援と一緒に考えていく研究会です。事例を持ち寄って頂いたり、アパリの経験をお伝えします。

事務局：  
志立玲子(アパリ精神保健福祉士)熊王斉子(弁護士)  
お問合せはアパリまで  
03-5925-8848

## スリランカ政府視察団 アパリで研修！ 2/20

リーガル ソーシャルワーカー 志立玲子

JICA(国際協力機構)の「違法薬物の使用防止強化」の研修先としてアパリを訪問したいとのことで、スリランカ政府視察団の方々が入所されました。アパリやダルクでの研修テーマは「地域の中での回復支援の取組」ということでした。

近藤理事長が不在のため、私からダルク創設の話、どのように各地に広がっていったか、そしてアパリが出来た経緯、そして現在の活動など話しました。主にアパリでは裁判に特化した支援をしていること、面会や証人出廷の話、皆さん興味を持って聞いていました。もっと興味を持っていただいたのはアパリの活動資金となっている薬物検査キットの話でした。お土産に一人一つ差し上げ喜ばれました！

その後、3階にある日本ダルク見学とミーティングルームで職員の篠原さんよりダルクの説明、質疑応答の時間がありました。2階にあるアパリクリニックと連携し、それぞれのナイトケアハウスから通所しているデイケアのことなど約30分話をしました。そして最後に記念写真を撮って終わりました。来所されたのはスリランカの保護観察官、教育省、法務省、防衛省、危険薬物コントロールボードの方々8名と通訳、JICA職員でした。





特定非営利活動法人  
アジア太平洋地域アディクション研究所

○アパリ東京本部  
〒162-0055  
東京都新宿区余丁町14-4  
AICビル1階  
電話：03-5925-8848  
FAX：03-5925-8984  
Email：info@aparior.jp

○藤岡ダルク  
〒375-0047  
群馬県藤岡市上日野2594番地  
電話：0274-28-0311  
FAX：0274-28-0313  
○入寮費：月額13万円+生活費1日千円（初月のみ14.5万円）（税別）  
\*生活保護の方も可能  
○入寮条件：薬物依存症から回復及び自立をしようとしている本人。男性のみ。  
○入寮期間：個人により差があります。  
<https://fujiokadarc.com/>



2019年7月下旬よりホームページが新しくなりました。ぜひご覧ください。  
<https://aparior.jp>  
<https://www.facebook.com/AsiaPacificAddictionResearchInstitute/>

発行者：近藤恒夫  
編集責任者：志立玲子  
2020年3月1日発行  
定価 1部 100円

## ＜司法サポートのご案内＞

《薬物事犯で逮捕された刑事被告人に対する支援》

薬物犯罪で逮捕されたら刑務所に行くか、再犯防止に向けた何の取り組みもないまま執行猶予の判決を受け、また薬物のある日常に戻るしかない日本において、はじめて刑罰以外の再犯防止に向けた取り組みです。

保釈中の刑事被告人に対する薬物研修プログラム、情状証人出廷、上申書作成、入寮契約、身元引受契約、出所出迎え、法律相談などあらゆるニーズにお応えします。なお、アパリの司法サポートを利用された方の再犯率は10%以下です。保釈中のプログラムの提供、受刑中の身元引受、出所出迎えをしてリハビリ施設につなげるまでをコーディネートします。

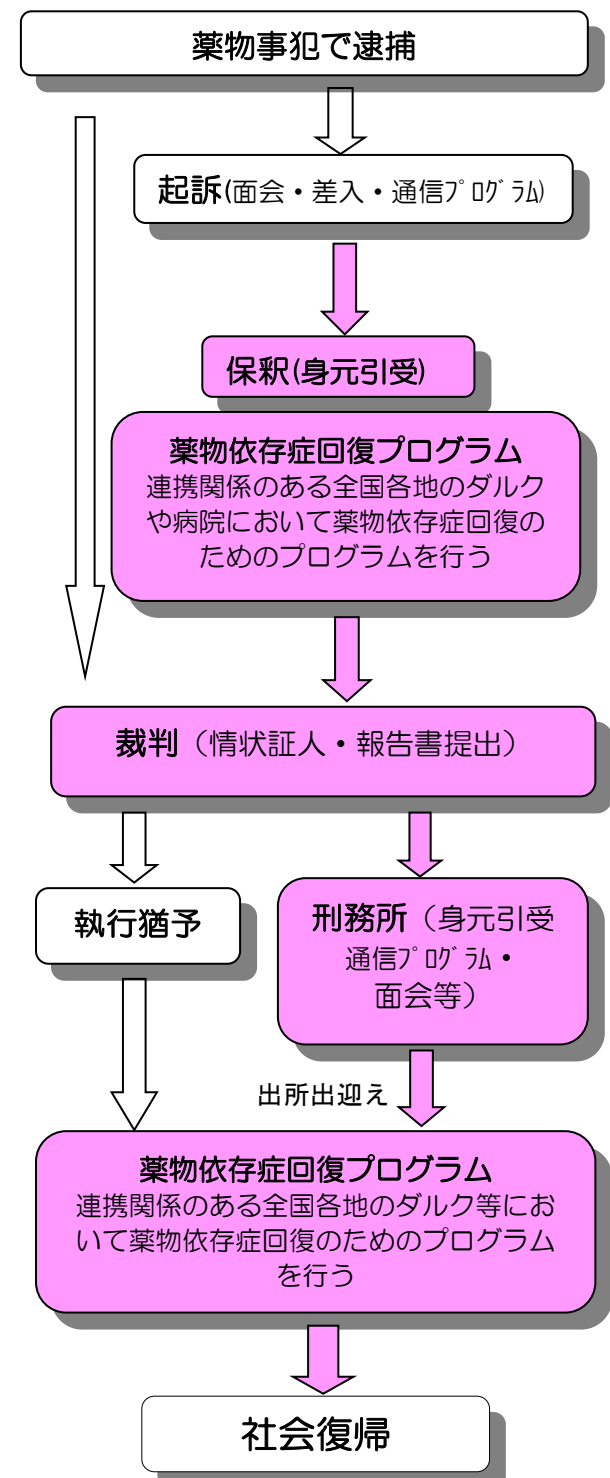
ギャンブルの問題が原因で逮捕された方やクレプトマニアの方の司法サポートも行っています。

[料金：コーディネート費用として20万円(税別)。交通費・宿泊費の実費が別途必要です]

窃盗、横領、詐欺等で逮捕されたご家族の相談もお受けしています。

【お問合せは東京本部まで】

## アパリの支援



## ＜アパリ家族教室スケジュール・東京＞

第1月曜	連続講座	第3月曜	アディクション関連講座
3/2(月)	第5回 気持ちの回復:家族自身の気持ちと本人の気持ちの両方を大事にする	3/23(月) ※変更	No.55 社会復帰した方の体験談(タツ)
4/6(月)	第6回 子どもの成長を助ける関わりについて	4/20(月)	No.56 「日本の薬物対策これでもいいのか？」 梅野充氏(アパリクリニック理事長)
5/18(月) ※変更	第7回 薬物問題を持つ人の家族の回復プログラム	5/25(月) ※変更	No.57 「親が変われば子ども変わる」 近藤 恒夫(理事長)
6/1(月)	第8回 あなたの環境や状態をいいものに変えよう	6/15(月)	家族のためのステップ講座 「ステップ1,2,3」
7/6(月)	第1回 薬物依存症によるダメージと回復	7/20(月)	家族のためのステップ講座 「ステップ4,5」

### 【対象】

○連続講座(全8回)は家族のみが参加可能で、どの回からでも参加できます。  
○アディクション関連講座はどなたでも参加できます。

【時間】18:30~20:30 【場所】アパリ東京本部 AICビル1階 ミーティングルーム  
【参加費】3,000円 (2名以上の場合は4,000円) 【申し込み】不要